

未熟児養育医療のご案内

1. 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟のまま生まれた乳児が指定養育医療機関で入院養育を行う場合に、医療費を公費負担する制度です。

2. 対象となる方

福島市に住民票のある、次のいずれかに該当する乳児です。

- (1) 出生時の体重が 2,000 g 以下の乳児
- (2) 身体の未熟性に起因する症状があり、医師が入院養育を必要と認める乳児

3. 申請手続き

申請場所：福島市役所 2 階 共生社会推進課

申請者：乳児と同一世帯の保護者

必要書類：裏面参照

◎子ども医療の登録手続きをしていない方は、一緒に手続きをしてください。

4. 申請後の流れ

申請から 1～2 週間で「養育医療券」が郵送されます。



「養育医療券」を医療機関の窓口へ提示して、入院費の精算をしてください。

保険診療自己負担額と食事療養自己負担額の窓口支払いが不要となります。

保険適用外の費用（おむつ代、差額ベット代等）は養育医療給付の対象外です。

- 給付対象期間は最長で「満 1 歳の誕生日の前々日まで」です。

有効期間内に退院すると、その時点で養育医療は終了となります。

- 退院後の通院、再入院は子ども医療費助成制度をご利用ください。

- 転院する際は、転院先の病院から「養育医療意見書」をもらい、再度申請してください。

- 扶養義務者の課税状況により自己負担額が決定されますが、委任状をいただくことで保護者の方にお支払いいただくことなく、子ども医療費助成から助成されます。

5. 必要書類

①養育医療給付申請書

②養育医療世帯調書及び同意書

※税情報の調査に同意いただけない場合又は他市課税の場合には下記書類も必要です

(1)市町村民税額を証明するもの（所得課税証明書等）

または

(2)地方税関係情報取得に関する同意書（マイナンバーを利用して他市町村に照会します）

(3)委任状（別世帯の扶養義務者が来庁できないとき）

③養育医療意見書（医師が作成）

④対象児の福島市子ども医療費受給資格者証

⑤世帯全員のマイナンバーのわかるもの（不明の場合は窓口でお申し出ください）

⑥来庁者の本人確認できるもの

⑦委任状（申請者が来庁できないとき）

対象課税年度

1～6月に申請⇒前年度 7～12月に申請⇒今年度

扶養義務者

対象児の父又は母、同一世帯の祖父母及び兄弟姉妹等

問い合わせ先

福島市役所 共生社会推進課 医療助成係

〒960-8601

福島市五老内町3番1号

電話 024-525-3747

